

業務名：令和7年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

令和7年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

3. 業務の目的

沖縄県では、慢性的な交通渋滞による環境負荷の増大や公共交通の衰退など、様々な交通問題が発生しており、これらを改善し交通を円滑化することは、快適で豊かな都市環境の創出や沖縄県全体の活力ある発展のために克服すべき重要な事項となっている。

沖縄県では、沖縄都市モノレールを軸とする公共交通を活用した持続可能な交通環境を構築することで、交通問題の解決に向けた取り組みを検討することとしている。

令和6年度は、てだこ浦西駅における現状分析・課題の把握等を行い、関係者へのヒアリング・アンケート等を踏まえ、てだこ浦西駅の交通結節機能強化に関する整備方針案を整理した。

本業務は、てだこ浦西駅における乗換機能の強化及び利便性向上・賑わい創出等に向け、各関係者等を含めた委員会等の運営及びPI（住民参加型ワークショップ等）を実施し、交通結節機能強化整備計画（案）を作成するものである。

4. 業務項目

1) 計画準備

本業務の目的及び内容を把握するとともに、令和6年度に検討された「てだこ浦西駅の交通結節機能強化整備方針案」等も踏まえ、業務手順及び業務遂行に必要な事項を企画立案する。

【以下、応募予定者が希望する場合にデータ提供いたします。】

- ・平成20年度沖縄都市モノレール沿線まちづくり基本計画（平成21年3月）
- ・令和6年度てだこ浦西駅交通結節機能強化調査検討業務（令和7年3月）

※ご希望の方は「企画提案募集要項」に記載の担当者までご連絡ください。（目的外使用を禁止するため、誓約書等の提出をお願いする場合があります。）

2) 委員会等の運営支援

整備計画（案）を検討するにあたり、学識経験者及び交通事業者等も含めた委員会等の設置（3回程度）を予定しており、当委員会に必要な資料作成、取りまとめ、議事録作成等を行う。

なお、当委員会の内容及び構成等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

特定の委員（学識経験者1名）に対する謝礼等については、本業務の経費に含めるものとする。（※報酬額は県通知に則り日額9,300円とする。）

3) 住民等参加型ワークショップ等（PI）の実施運営

てだこ浦西駅に求められる交通結節機能について、住民等から幅広く多様な意見を抽出するため、住民等参加型ワークショップ等（4回程度）を企画・実施運営・結果分析する。

なお、ワークショップ等のターゲット層については、てだこ浦西駅を取り巻く交通事情等を踏まえたうえで、モノレール及び公共交通機関の利用促進等を見据え選定するものとする。

ターゲット層の例としては、学生、駅周辺住民、観光客、通勤者、周辺地域（浦添市、西原町、宜野湾市、中城村等）からの駅利用者などが想定されるが、例によらず幅広い観点も踏まえ選定すること。

テーマ1：てだこ浦西駅に求められる機能をよりの確に把握するため、ターゲット層別のワークショップ等の効果的な実施方法（開催場所、意見交換テーマ・展開等）及び結果分析方法について提案してください。

4) 実証実験内容の検討

過去の検討業務や関連計画、また本業務で実施する委員会及びPI結果等も踏まえ、今後実施すべき実証実験内容の検討（実証実験効果検証方法等の検討も含む）を行う。

なお、実施内容の検討にあたっては、地域の関係者及び交通事業者などの関係主体・関係機関等との意見交換等を行うなど、理解と協力を得るための支援も併せて行うものとする。

テーマ2：過去の検討業務や関連計画等を踏まえ、現段階で考えられる交通（乗換）機能に関する実証実験（案）について提案してください。

5) てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画（案）の作成

1)～4)までの検討内容を踏まえ、事業化に向けた整備手法や詳細な役割分担等を整理し、てだこ浦西駅交通結節機能強化整備計画（案）を作成する。なお、交通結節機能の配置等については、イメージパースの作成を行うこと。

6) 打合せ協議

本業務を行うにあたり、以下の段階で調査職員と打合せ・協議（計4回）を行う。

- ① 事前協議
- ② 中間報告（2回）
- ② 最終報告

7) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

- ① 電子納品（CD-R） 1式
- ② 報告書（2部）

※成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8) その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ③ 業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3．取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
- ④ 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。なお、特定した企画提案書の内容を必ずしも採用するものではなく、本業務内の検討状況によって変更となる場合がある。

5. 企画提案書の内容

1) 業務実施方針（2ページ以内）

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

2) テーマ1：てだこ浦西駅に求められる機能をよりの確に把握するため、ターゲット層別のワークショップ等の効果的な実施方法（開催場所、意見交換テーマ・展開等）及び結果分析方法について（2ページ以内）

3) テーマ2：過去の検討業務や関連計画等を踏まえ、現段階で考えられる交通（乗換）機能に関する実証実験（案）について（2ページ以内）

6. 予算に関する要件（契約限度額）

本業務に係る予算（契約限度額）は18,480,000円（税込）であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7. 提案にあたっての留意事項

- 1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- 2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- 3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

8. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、企画提案募集要項 2 (1) から (5) の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

6. その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。